

年頭所感	①
キャリアアップシステム料金改定	②
建設業法の改正について	③～⑤
施工管理検定試験不正防止対策	⑥
改正省エネ法4月1日施行	⑦
トータルサポートプラン	
随時受付中	⑧



年頭所感

会員サポート体制の一層の充実に邁進

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

会長 上田 禎 昭

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員の皆様には気持ちも新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

さて昨年は世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、現在でも一向に終息の気配が見えない状況にあります。我が国では令和2年2月3日に横浜港に帰港した観光クルーズ船での感染者発生の記事から始まり、4月7日に安倍前内閣総理大臣による緊急事態宣言、そして11月以降は全国の1日の新規感染者数が1,000人を超える状況が続き、日々の生活に対する数々の制約が現在も続いています。このような状況下においては、ほぼ全ての産業界において横断的に何かしらの影響を受けています。テレワーク、ネット会議などによる勤務形態の変化、移動の制限による出張・宿泊等の減少、特定業種への営業自粛・休業要請、医療従事者への過度の負担、また企業によっては経営的な行き詰まりや、事業の維持に支障を来している状況など、社会的にも経済的にも大きな困難に直面している状況であります。国はこれまでに感染防止対策や経済対策、各種補助金・給付金制度を活用し、雇用や企業経営の維持を始め、個人の生活や経済の活性化への対策を進めています。また各都道府県においても独自の助成制度の創設・活用が行われています。

このような現状においても私たち建設事業者は、社会資本整備の担い手、また地域社会の安全・安心の確保を担う守り手として、その事業を通じ国民生活に非常に大きな責任と役割を担っていますが、昨年国が作成した新型コロナウイルスの感染予防対策における基本的な事項をまとめた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考に、事業所内における感染予防対策に今後も持続的に取り組むことが改めて必要であると考えています。同ガイドラインの本文中には、その役割について「新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、

ワクチンの開発等により企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである」と記されています。チェックリストなども活用して事業所内の感染予防を徹底し、これからも地域の期待に応えられる存在であり続けたいと考えています。

さて昨年の建設業界におきましては上述の新型コロナウイルスの影響の他に、建設キャリアアップシステムの普及推進、技能者の能力評価制度の開始、専門工事企業の施工能力のみえる化への取組み、改正建設業法の施行、一部企業の社員による施工管理関係資格の不正取得への防止対策の公表、また社会資本の老朽化への国土強靱化策など、山積する課題の克服に向けた方向性ととも、新たな課題が見えてきました。改正建設業法の施行、働き方改革、建設キャリアアップシステムの推進、また技能者の能力評価制度などは、技能者や技術者の不足に対する政策が、現在の建設行政の大きな柱のひとつになっていることを如実に現しています。

また、社会資本の老朽化対策に関しては、現在の我が国の社会資本ストックが昭和30年代から40年代の高度経済成長期に集中的に整備され、経年劣化などによる老朽化が今後急速に進むことが懸念されていることから、戦略的に維持管理・更新することが求められています。

この様に現在我々の業界は将来を見据えた大きな変革が行われようとしています。全中連では全国の幅広い会員の皆様の更なるご期待に添えられるよう、建設キャリアアップシステムの登録申請の支援業務、また全中連トータルサポートプランによる会員事業所の経営安定支援など諸事業を通し、今年1年サポート体制の一層の充実・強化に邁進してゆく所存であります。

本年も業界の更なる発展と、会員の皆様のご健勝を心よりご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

建設キャリアアップシステム料金の改定について

建設キャリアアップシステムに関する制度が令和2年10月に改正されました。内容は、①料金の改定、②問合せメール受付の一元化、③郵送申請・受付窓口申請の受付終了（10月からはインターネット申請のみ）の3つとなっています。

①料金の改定 事業者が負担する事業者登録料、管理者ID利用料、現場利用料が改正されました（※料金はいずれも消費税を含んだ額）。

■事業者登録料（5年ごと）

資本金	新料金	旧料金
一人親方	変更なし	0円
一人親方以外の個人事業主	6,000円	3,000円
500万円未満	6,000円	3,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円	6,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円	12,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円	24,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円	30,000円
1億円以上3億円未満	120,000円	60,000円
3億円以上10億円未満	240,000円	120,000円
10億円以上50億円未満	480,000円	240,000円
50億円以上100億円未満	600,000円	300,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円	600,000円
500億円以上	2,400,000円	1,200,000円

■管理者ID（1年ごと）

	新料金	旧料金
1 IDあたり	11,400円	2,400円

※一人親方は2,400円に据え置き

■現場利用料（利用ごと）

	新料金	旧料金
1人日・現場あたり	10円	3円

※技能者の方

今回、登録料の変更はありませんが、登録方法の改訂（簡略型と詳細型の2段階登録方式）が令和3年4月1日から予定されています。

- ・簡易型登録（登録料2,500円）：必須項目（本人情報と社会保険の有無等）のみの登録
- ・詳細型登録（登録料4,900円）：必須項目と任意項目（保有資格、健康診断受診履歴等）の登録

※簡易型登録から詳細型登録へ変更する場合は、登録料の差額2,400円を徴収予定です。

②問合せメール受付の一元化

建設業興基金ホームページ（<https://www.ccus.jp/>）の「お問合せフォーム」をご利用ください。

③郵送申請・受付窓口申請の受付の終了

「建設キャリアアップシステムお問い合わせセンター」は郵送申請・受付窓口申請の受付を終了しました。インターネット申請をご利用ください。

※詳しくは詳細版（<https://www.ccus.jp/p/announce20201001full>）をご覧ください。

建設業法の改正について

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体改正)令和2年10月施行

平成26年に、建設業における担い手の中長期的な育成・確保等を目的とした品確法と建設業法・入契法「いわゆる『担い手3法』：公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」が改正され、具体的な措置が規定されました。その後の5年間で成果は見られたものの、建設現場における管理者・技能者の不足、働き方改革の促進による長時間労働の是正推進など新たな課題への対応の必要性から担い手3法が改正（新・担い手3法）され、その中の建設業法・入契法の改正法が令和元年6月に公布、一部を除きその大部分が令和2年10月1日から施行されています。

建設業法の改正部分の概要（抜粋）

今般の建設業法(新・担い手3法)の改正内容は(1)働き方改革の推進、(2)生産性向上への取組、(3)持続可能な事業環境の確保の3つの分野に大別されます。

(1) 働き方改革の推進

「著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する」点が大きなポイントです。ここでは技能者の長時間労働を是正するために天候など様々な要因を加味した上で工期を設定することが重要であるとし、以下の事項が規定されました。

- ①建設工事の注文者に対し、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した建設工事の発注者に対し国土交通大臣等は勧告をすることができるとし、勧告に従わなかった場合、その旨を公表できるとしました。勧告の対象は請負代金500万円以上（建築一式の場合：1,500万円以上）の工事です。
- ②著しく短い工期をどのように判断するのか
 - ・休日や雨天など、中央建設業審議会において作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
 - ・過去の同種類似工事の実績と比較
 - ・建設業者が提出した工期の見積り内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに判断

(2) 生産性向上への取組

技術者に関する規制の合理化で、①管理技術者の専任義務の緩和について、及び②下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事についてとなっています。今回これらの要件が緩和された大きな理由は人手不足にあります。人手不足のため、配置する技術者が足りなくなり工事の遂行に支障をきたす現場が近年増えています。

①管理技術者の専任義務の緩和について

管理技術者を専任で置くべき建設工事について、管理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し管理技術者に準ずる者を置く場合には当該管理技術者の専任配置は要しないとされました。また、補佐する者（1級技士補等）を置いた場合には元請の管理技術者が兼務できる現場の数は2とされました。

②下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について

専門工事の内、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（特定専門工事業）については、元請の主任技術者が下請けの主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができるとされました。この特定専門工事は下請代金の合計が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事です。

次頁に続く

(3) 持続可能な事業環境の確保

経營業務に関する人材確保を目的とする経營業務管理責任者に関する規制の合理化です。ここでは建設業の許可基準のうち許可を受けようとする建設業に関し、5年の経營業務の管理責任者としての経験を有する者を役員等としている件について見直されました。改正後は組織として建設業の経營業務の管理を適正に行える体制を整えれば、要件を満たすことになります。

<建設業者として下記の①、②いずれかの体制を有すること>

①常勤役員のうち、1人が次のいずれかに該当する者であること

- ・建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ・建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経營業務を管理した経験を有する者
- ・建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

②常勤役員のうち、1人が次のいずれかに該当する者であること

- ・建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員に次ぐ職制以上の地位にある者としての経験を有する者
- ・5年以上役員等としての経験を有し、かつ建設業に関し2年以上役員等としての経験を有する者

◎上記に加え、常勤役員を直接補佐する者として下記をそれぞれ置くものであること

- ・建設業を営む者において財務管理の経験を5年以上有する者
- ・建設業を営む者において労務管理の経験を5年以上有する者
- ・建設業を営む者において運營業務の経験を5年以上有する者

※全中連ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>

第1面『新着記事』に「建設業法令遵守に関する説明動画について」「改正建設業法概要資料（新・担い手3法の概要）」「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について」の資料を掲載していますので参照下さい。

※令和2年10月1日施行以外のものには、令和元年9月1日に施行された「建設事業者の責務の追加」の他、令和3年4月1日に施行される、「技術検定の見直しについて」などがあります。

建設業法令遵守に関する説明動画の紹介(令和2年作成) 国土交通省

○改正建設業法の大部分が令和2年10月1日から施行され、建設業取引に関係する部分について、「著しく短い工期の禁止」などの新たなルールが創設されました。

○この新たなルールを始め、**建設業取引を適正に行うために注意しなければならない点などについて説明した2つの動画**を作成し、国土交通省のYouTubeチャンネル「MLIT channel」に掲載することになりました。

新たな建設業取引のルールがスタートします！～建設業法令遵守ガイドラインの改訂について～

令和元年6月12日に公布された建設業法等の一部を改正する法律が、一部規定を除き令和2年10月1日から施行され、建設業取引に関係する部分について、「著しく短い工期の禁止」などの新たなルールが創設されました。この動画では、建設業法令遵守ガイドラインの改訂内容に基づき、新たなルールについてわかりやすく紹介します。建設業法令遵守ガイドライン改訂に関する説明動画 URL → <https://youtu.be/IRPkJMveoKQ>

みんなで守る！建設業法令遵守ガイドライン(第2版)の紹介～

建設工事の適正な施工を確保し、建設業界全体の健全な発達を促進するためには、工事に携わる建設業者が適正な請負契約を締結するなど、適正な取引を徹底しなければなりません。この動画では、建設企業のための適正取引ハンドブック(第2版)に基づき、適正な建設業取引の方法についてわかりやすく紹介します。建設企業のための適正取引ハンドブック(第2版)説明動画 URL → <https://youtu.be/Sbc3FRk16xo>

建設業法令遵守に関する説明をいつでも閲覧できますので、法令遵守の講習会や社内研修などでお役立てください！

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方が集まり、設立された国民健康保険組合です。

○建設国保の加入資格

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。市町村国保のように所得と連動しておりません。

※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

組合のホームページで保険料計算ができます



全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるような予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） <p>○受注者（下請含む）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
<p>働き方改革の推進</p> <p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入を許可要件化 下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<p>生産性向上への取組</p> <p>○技術者に関する規制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<p>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</p> <p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理責任者に関する規制を合理化 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

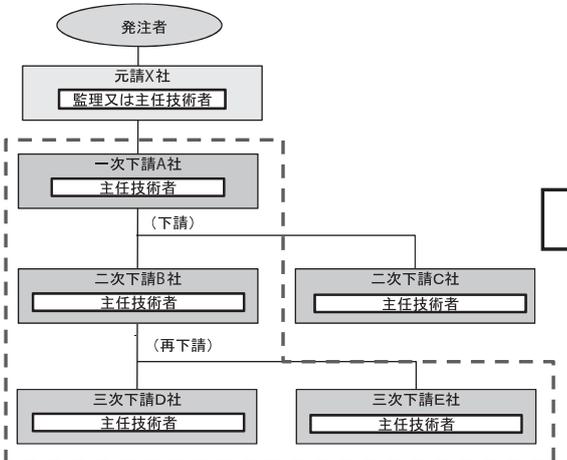
※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

主任技術者の配置義務の見直し(建設業法第26条の3)

【現 状】

本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、第26条の規定により全ての二次下請、三次下請（B～E）がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。

<一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>

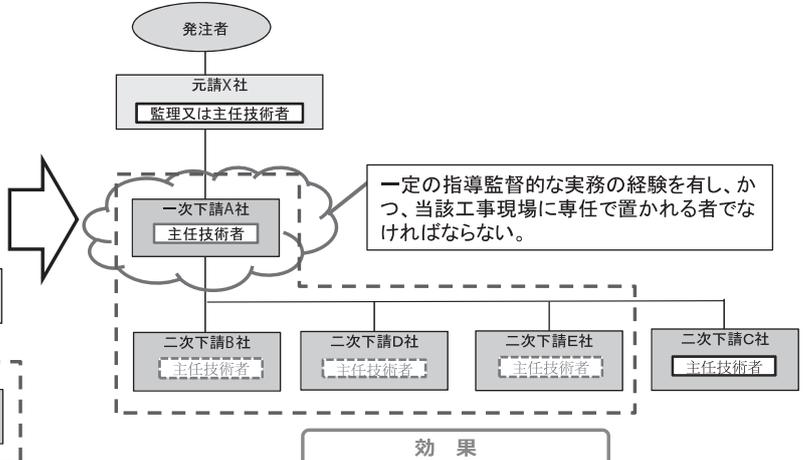


一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。（B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請）

【改正後】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。（新第26条の3）

（※）適用対象は、下請代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。



効果

元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる
+
建設業における重層下請構造の改善に寄与

施工管理技術検定試験に関する不正受験防止対策について

令和元年12月以降、複数の企業の社員が国家資格である施工管理技術検定試験を不正に受験し、資格を取得していました。また不正に取得した当該資格に基づき技術者として現場などに配置されていたことが明らかになったことを踏まえ、国土交通省は有識者による「技術検定不正受験防止対策検討会」を設置し、その提言が令和2年11月に公表されました。

今回の不正受験の内容は、「認められていない実務経験による受験」と「実務経験期間の不足」そして「実務経験期間の重複」に大別され、これらは受験者本人、並びに証明者の受験資格内容の理解不足の他、所属企業の虚偽によるものもありました。今般公表された国土交通省による技術検定不正受験防止対策の提言はこれらを踏まえ、「理解不足による申請ミスの防止対策」そして「受験者及び証明者による虚偽申請の抑止」の2つの点に言及しています。

技術検定不正受験防止対策の提言

<○：令和3年度中に導入、□：今後検討を踏まえた上で導入>

理解不足による申請ミスの防止対策

- ①証明者による受験者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底 【○】
 - ・実務情報を適切に記録・管理するよう周知する。
- ②所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法へ見直し 【□】
 - ・実務経験の証明の信頼性向上のため所属企業ごとに証明を求める方法に見直す。
 - ・導入に当たっては、周知期間の確保、旧所属企業の役割を明確化（離職後の受験者の証明を拒むことが無いよう企業に要請）する。
 - ※所属企業の倒産等により証明が得られない場合の代替案などを検討する。
- ③「受験の手引き」の記載内容の改善 【○】
 - ・受験資格や実務経験の要件、実務経験期間の重複禁止、証明者の役割等を分かりやすく記載する。
- ④チェックリストの活用 【○】
 - ・チェックリストを受験者・証明者が確認し提出する。

受験者及び所属企業による虚偽申請の抑止

- ⑤受験申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携 【□】
 - ・電子申請を促進し、試験機関間で受験者情報を共有することで、実務経験の重複確認、既存データベースとの連携による申請手続きの簡素化する。
- ⑥試験問題の見直し 【□】
 - ・実地試験における経験記述の出題分野や設問内容の多様化を進め、暗記では回答できない問題に見直す。
- ⑦実務経験の証明に関する立入検査の実施 【○】
 - ・立入検査の結果、適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなど是正させる。
- ⑧企業名公表 【○】
 - ・企業の証明に重大な不備がある場合や、不正に資格を取得した者を現場に配置している場合などは、消費者保護の観点から国土交通省より企業名を公表する。
- ⑨企業へのペナルティの明確化 【□】
 - ・悪質な事案については、監督処分 of 厳格化や罰則適用の可能性などペナルティの強化を検討する。

改正建築物省エネ法 4月1日施行 改正オンライン講座開設

令和元年5月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（改正建築物省エネ法）に関して、施行期日を定める政令及び施行令の一部を改正する政令が令和3年4月1日に施行されることになりました。また、これに伴いオンライン講座も開設されていますので、ご確認ください。

<4月1日に施行される改正法の概要>

①中規模オフィスビル等の基準適合義務対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2000㎡から300㎡に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大した。

②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

床面積の合計が300㎡未満の小規模住宅・建築物の設計に際して、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度が創設された。

③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然条件等の特殊性を踏まえて、省エネ基準だけでは省エネ性能を確保することが困難な場合には、条例により独自に省エネ基準を強化できる。

<オンライン講座について>

国交省では、改正法の内容を動画で説明するWEBサイト「改正建築物省エネ法オンライン講座<<https://shoenehou-online.jp/>>」を開設しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面説明を行わないことから、オンライン講座を通じて確認するよう促しています。

このオンライン講座で使用する資料は、

①WEBからダウンロードする

②配布拠点にとりに行く

- ・資料配布拠点は、オンライン講座の<資料お手元に準備>より<配布拠点>にてご確認ください。

③配達にて受け取る（着払い）

- ・WEBページからお申込み

- ・電話でお申込み

電話番号：0120-712-175

- ・FAXでお申込み

FAX番号：0120-220-067

の3つ方法から入手できます。

ただし、いずれも受付期間は1月末までとなっていますので、ご注意ください。



国土交通省からの重要なお知らせ

改正法の特設ホームページを開設しています。
必ずご確認ください！

改正建築物省エネ法が 令和3年4月に全面施行となります

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会の開催に代わり、改正法の内容を動画にて説明するwebサイトを開設しました。
本年は対面での説明会は開催致しませんので関係者の方は必ずご確認ください。

改正法について学べる オンライン講座はじめました

改正建築物省エネ法 オンライン講座

検索

<https://shoenehou-online.jp>



PC、スマホ、タブレット
から受講できます。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事 28 職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用、一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がケガをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額:「1億円」または「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の損壊に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等(自然災害・人的災害)、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷卸し開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による搬送中も補償します。

傷害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を被った場合、貴社が災害補償規程等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 ①事業者用プラン: 役員・個人事業主・正規従業員・臨時従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 ②一人親方プラン: 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受け付け中

全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受け付けています(申込み締切り: 毎月20日)。

申込み・お問合わせについては

全中連 (Tel 03-5651-7301 / 担当: 佐藤) までご連絡ください。